

個人所得課税（論点）

個人所得課税については、累次の改正により、税率の引下げ・その適用範囲（ブラケット幅）の拡大や、課税最低限の引上げが行われてきており、所得再分配機能や財源調達機能が低下しているという状況。相対的に高所得者に有利な所得控除から、税額控除・手当等へ切り替えること等により、所得再分配機能等を回復することが課題。

- 所得再分配機能の回復や「控除から手当へ」との考え方に沿って、22年度改正において、「子ども手当」の議論とも関連し、扶養控除を廃止することが考えられるが、どうか。
- 一方、配偶者控除の見直し（廃止）については、どう考えるか。
- 「高校の実質無償化」の考え方とも関連し、特定扶養控除のあり方をどう考えるか。
- さらに、所得再分配機能の回復等の観点から、給与所得控除の控除額の上限設定や、各種の所得控除の税額控除化、税率構造の見直し等について、どのように取組みを進めていくこととするか。

平成 21 年 11 月 17 日

資 料

(個人所得課税)

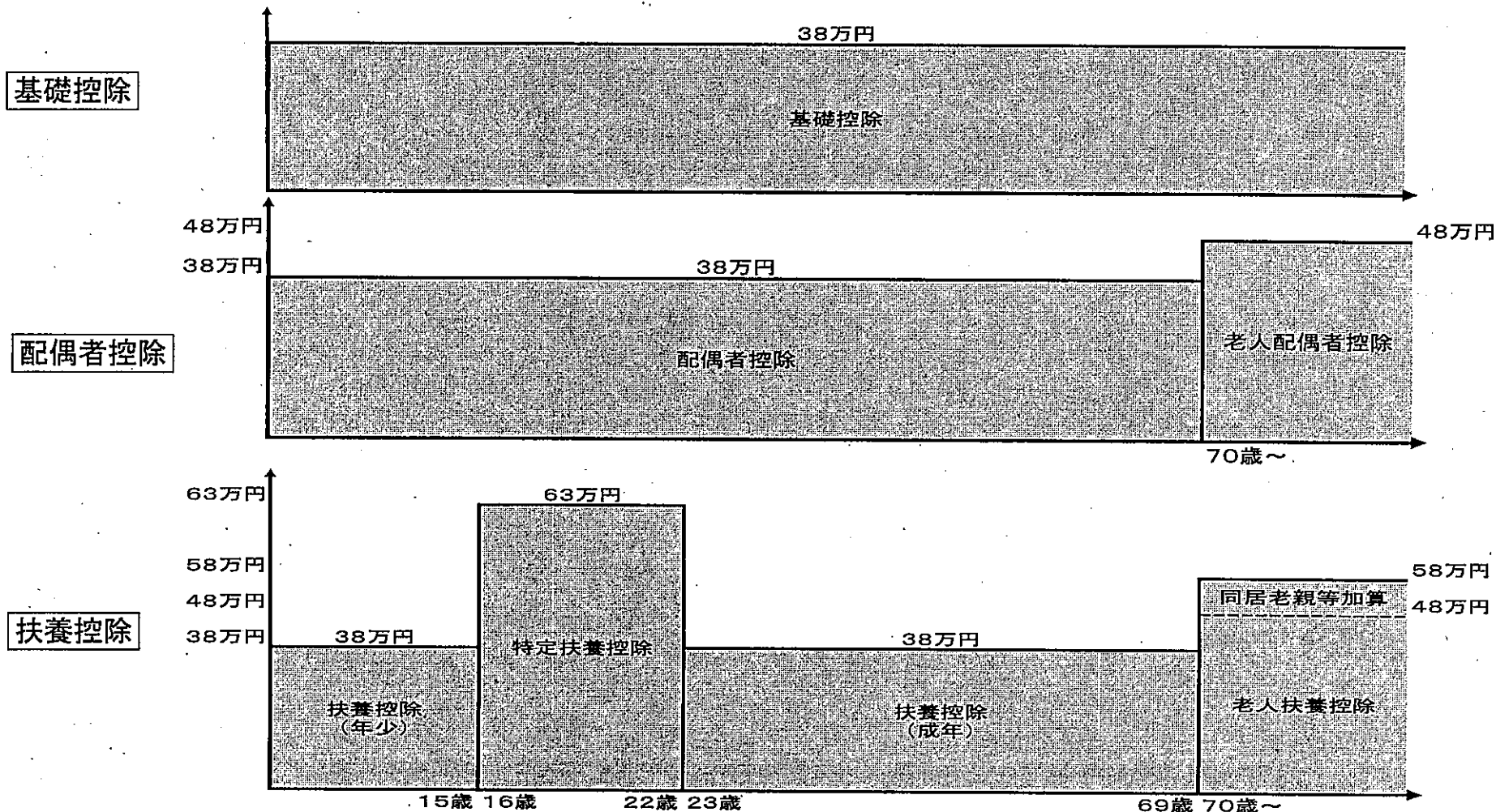
目 次

・ 所得税の基礎的な人的控除の概要	1
・ 特定扶養控除の推移	2
・ 給与所得控除制度の概要	3
・ 人的控除の概要	4
・ 所得税・個人住民税の税率構造	5
(補足資料)	
・ 政府税制調査会諮問文(抜粋)	6
・ 所得税の主な改正と税収の推移	7
・ 個人所得課税の実効税率の推移(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)	8
・ 個人所得課税の実効税率の推移(夫婦子2人(共働き)の給与所得者)	9
・ 個人所得課税の実効税率の推移(夫婦子1人(専業主婦)の給与所得者)	10
・ 個人所得課税の実効税率の推移(夫婦子1人(共働き)の給与所得者)	11
・ 個人所得課税の実効税率の推移(夫婦のみ(専業主婦)の給与所得者)	12
・ 個人所得課税の実効税率の推移(夫婦のみ(共働き)の給与所得者)	13
・ 個人所得課税の実効税率の推移(単身の給与所得者)	14
・ 所得税の税率の推移(イメージ図)	15
・ 所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較	16

・ 所得税の課税最低限（夫婦子2人の給与所得者の場合）	17
・ 所得税の課税最低限（夫婦子1人の給与所得者の場合）	18
・ 所得税の課税最低限（夫婦のみの給与所得者の場合）	19
・ 所得税の課税最低限（単身の給与所得者の場合）	20
・ 所得税における課税所得階級別の納税者数等	21
・ 給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較（夫婦子2人（専業主婦））	22
・ 課税ベース（イメージ図）	23
・ その他の所得控除の概要	24
・ 妻が専業主婦である雇用者／妻のいる雇用者	25
・ 特定支出控除の概要	26
・ 諸外国の税制を活用した給付措置について	27

所得税の基礎的な人的控除の概要

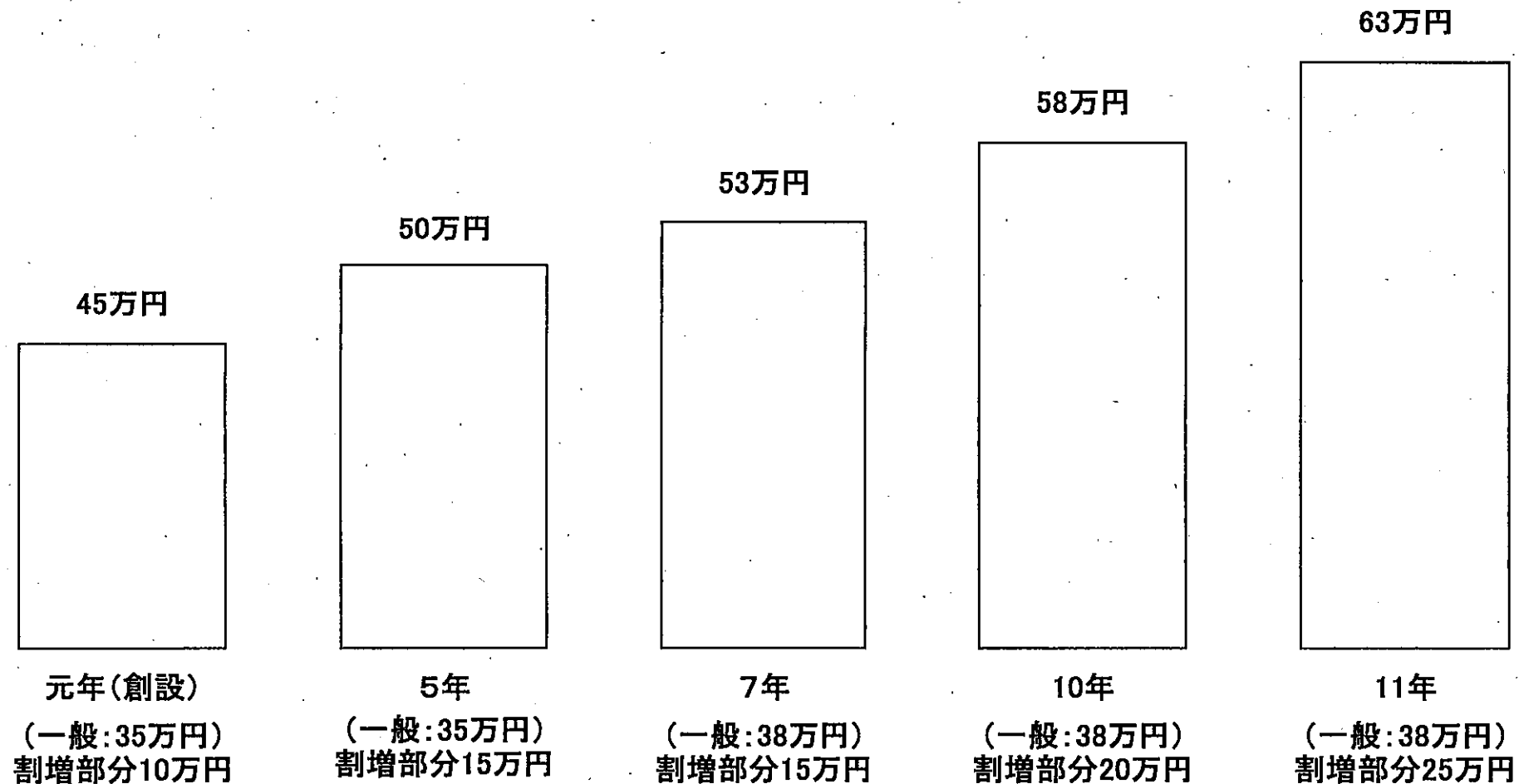
- 累次の改正により、諸控除は拡充されてきた(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:33万円(昭和61年)⇒38万円(現行))。
- 平成元年に創設された特定扶養控除(創設時45万円)は、現在63万円となっている。



※ 障害者控除:本人、配偶者や扶養親族が障害者である場合には、(基礎控除、配偶者控除や扶養控除に加え、)27万円の所得控除。

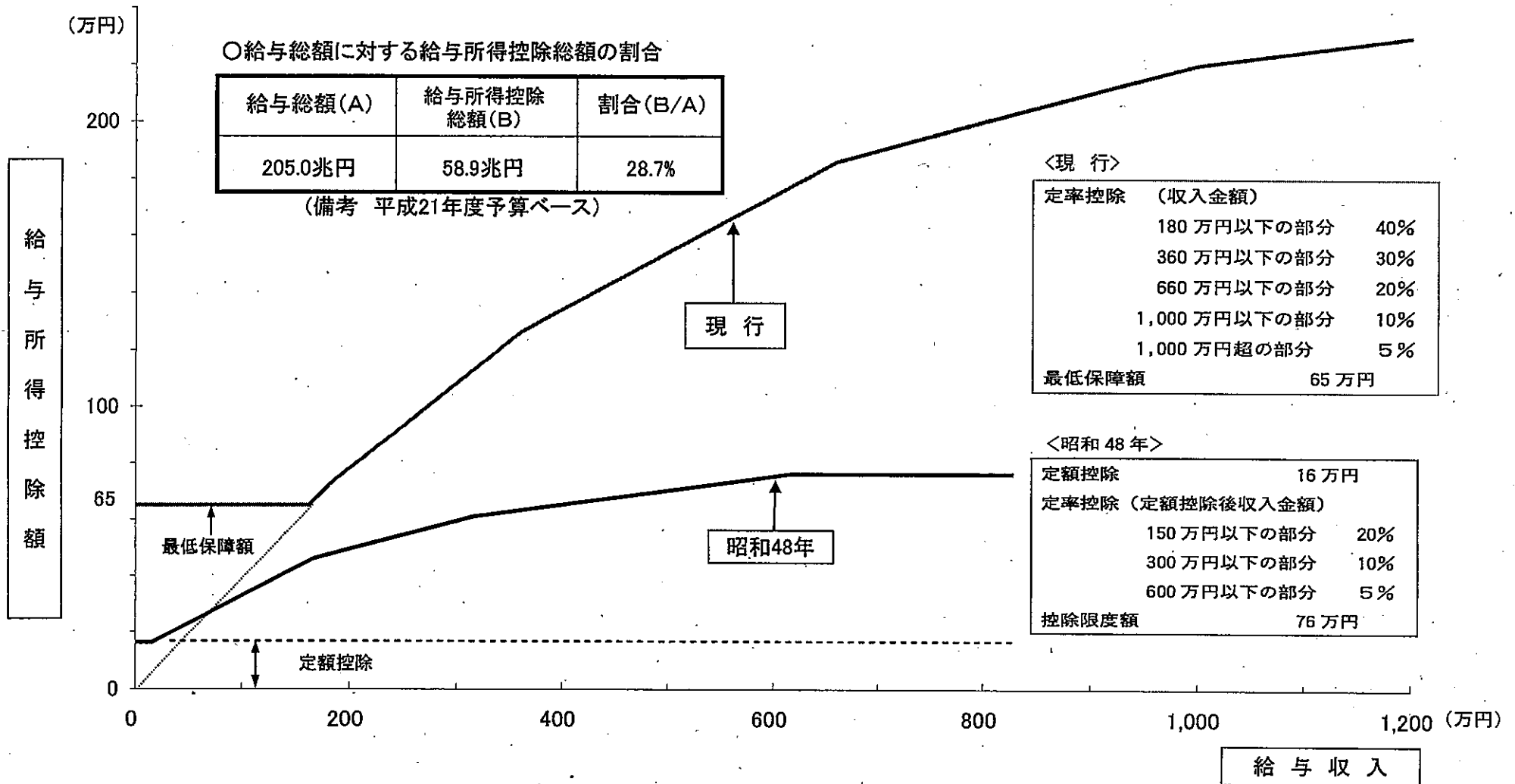
特定扶養控除の推移

- 特定扶養控除は、教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図る見地から、高校入学から大学卒業を念頭に、16～22歳の扶養親族に対して、扶養控除が割増された控除制度として、平成元年に設けられた。



給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
 - 控除額は給与収入に応じて逡増(上限なし(昭和48年分以前は上限あり))。
- ※ 通勤費などの特定支出の額が給与所得控除額を超えるときは、その超える部分を控除することができる(特定支出控除)。

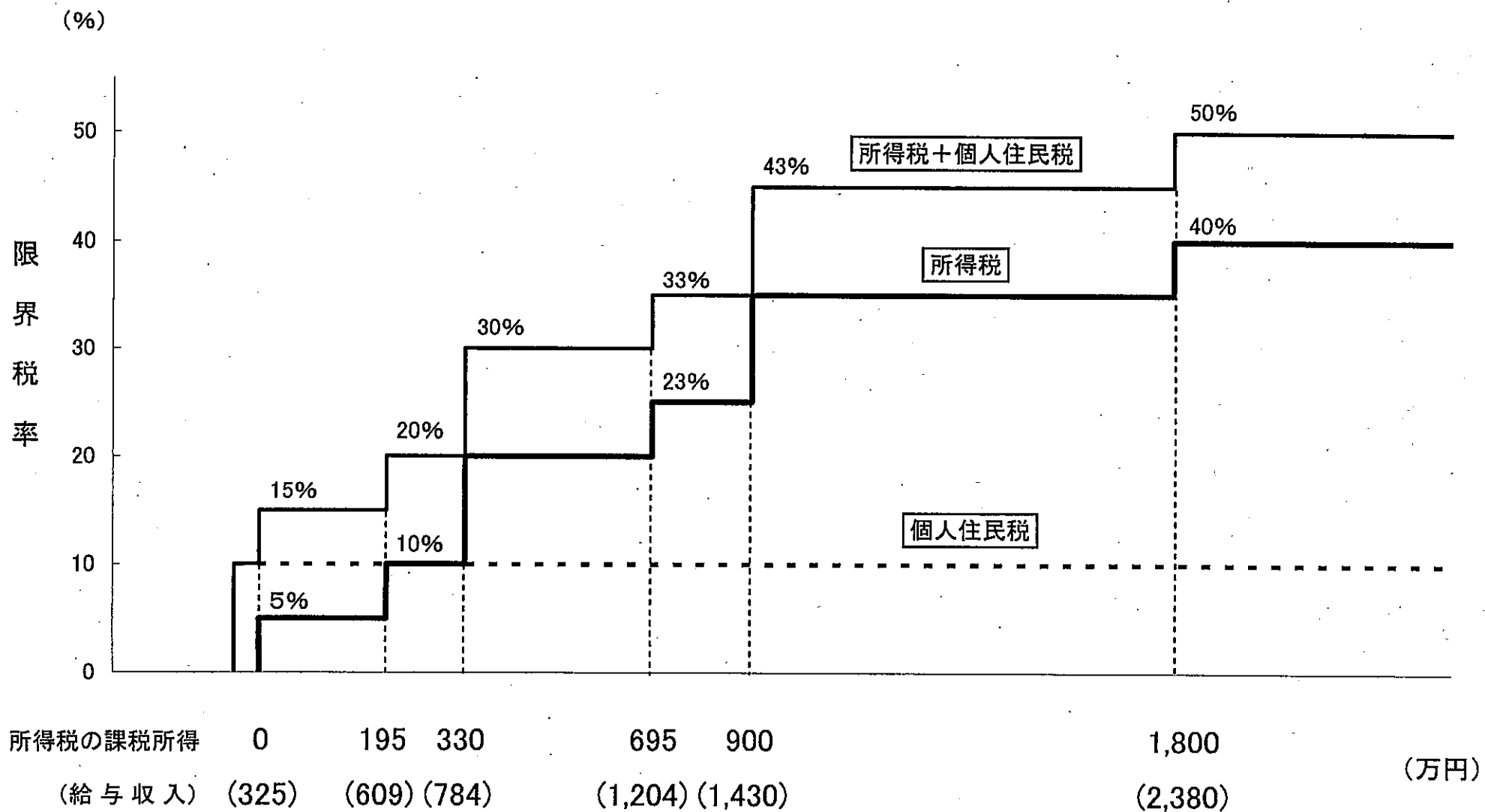


人的控除の概要

	創設年 (所得税)	対象者	控除額		減収額		
			所得税	個人住民税	所得税	個人住民税	
基礎的な人的控除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	1.8兆円程度	1.8兆円程度
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	38万円	33万円	0.6兆円程度	0.4兆円程度
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者				
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者				
	(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している者	+35万円	+23万円	(200億円程度) ^(注)	(100億円程度) ^(注)
	配偶者特別控除	昭和62年	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者(本人の年間所得1,000万円以下)	最高38万円	最高33万円	300億円程度	300億円程度
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者	38万円	33万円	0.8兆円程度	0.6兆円程度
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者				
	特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族を有する者				
	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者				
(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している者	+35万円	+23万円	(200億円程度) ^(注)	(100億円程度) ^(注)	
(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・老人扶養親族が本人と同居している者	+10万円	+7万円	300億円程度	200億円程度	
特別な人的控除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である者	27万円	26万円	0.1兆円程度	0.1兆円程度
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・上記の者が特別障害者である者	40万円	30万円		
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別した者(本人の年間所得500万円以下) ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	100億円程度	300億円程度
	(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	+8万円	+4万円		
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	27万円	26万円		
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者(本人の年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下)	27万円	26万円	10億円程度	僅少

(参考) 所得税の減収額は、平成21年度予算ベースを基に推計したもの。住民税の減収額は、「平成20年度市町村税課税状況等の調」により算出したもの(比例税率化後)。
 (注) 同居特別障害者加算に係る減収額は、配偶者控除及び扶養控除の合計である。

所得税・個人住民税の税率構造



(注) ()内は夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族に該当する場合の給与収入である(万円未満四捨五入)。

補足資料

政府税制調査会諮問文（抜粋）

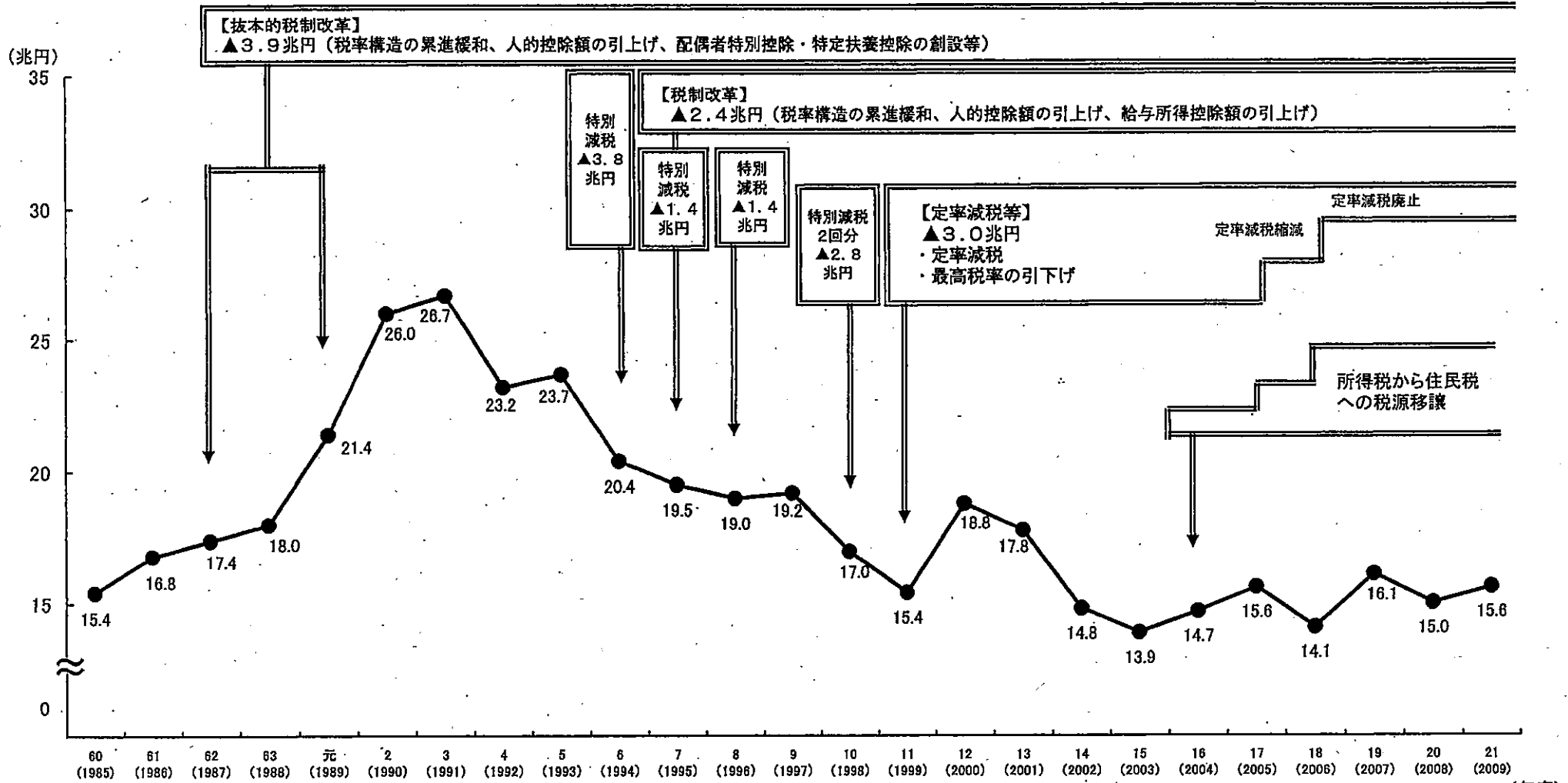
現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならない。

こうした基本的な考え方の下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、以下の事項をはじめとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。

- (3) 所得税の控除のあり方を根本から見直すなど、個人所得課税のあり方について検討すること。特に格差是正や消費税の逆進性対策の観点から給付付き税額控除制度のあり方について検討すること。

所得税の主な改正と税収の推移

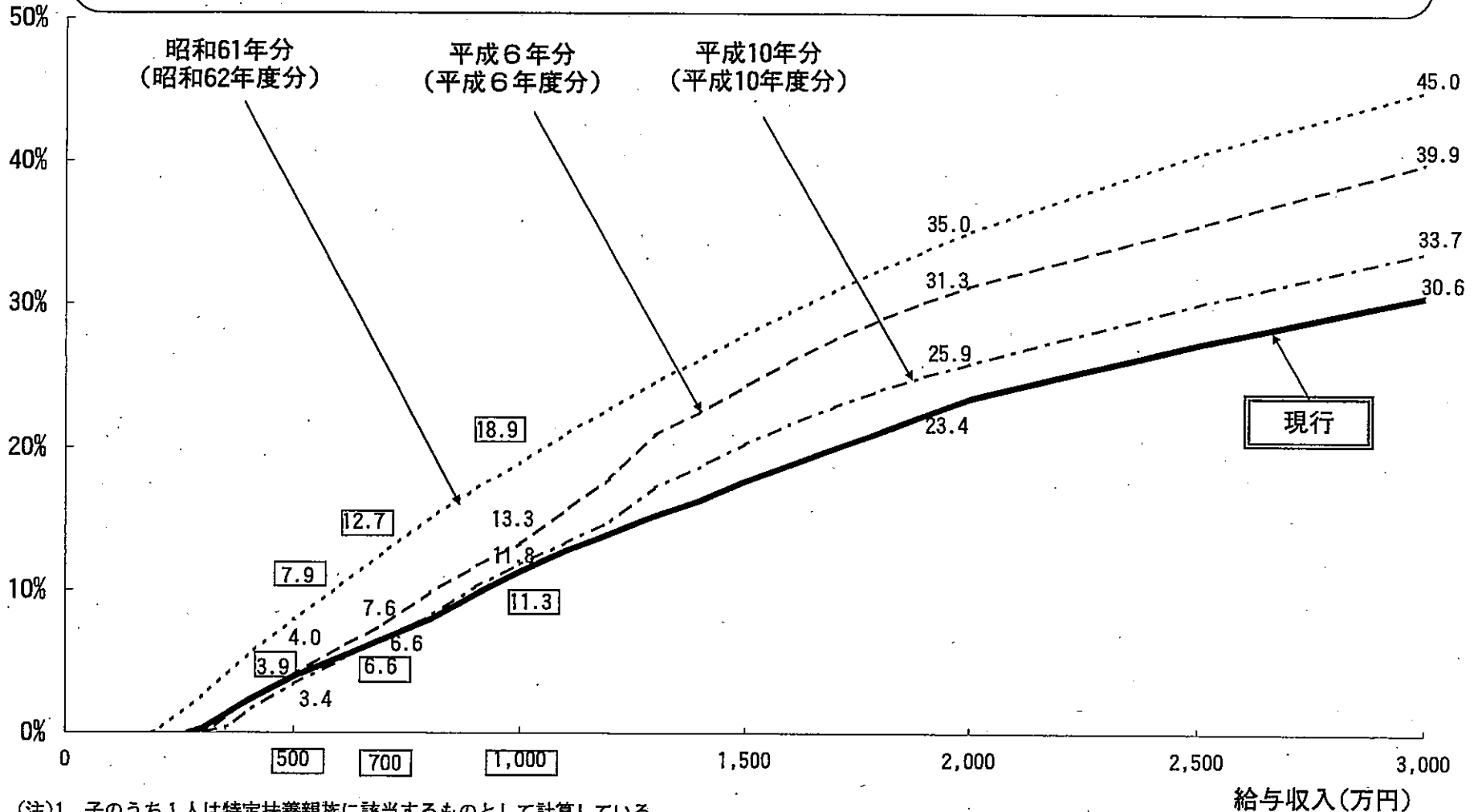
- 昭和62・63年や平成6年に税率構造の見直しや人的控除額の引上げが行われるなど累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- この間、所得税収は、平成3年度の26.7兆円をピークに、20年度の実績は15.0兆円となっている。



(注1) 所得税収は、20年度までは決算額、21年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。
 (注2) グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 7.9% → 3.9%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 12.7% → 6.6%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 18.9% → 11.3%

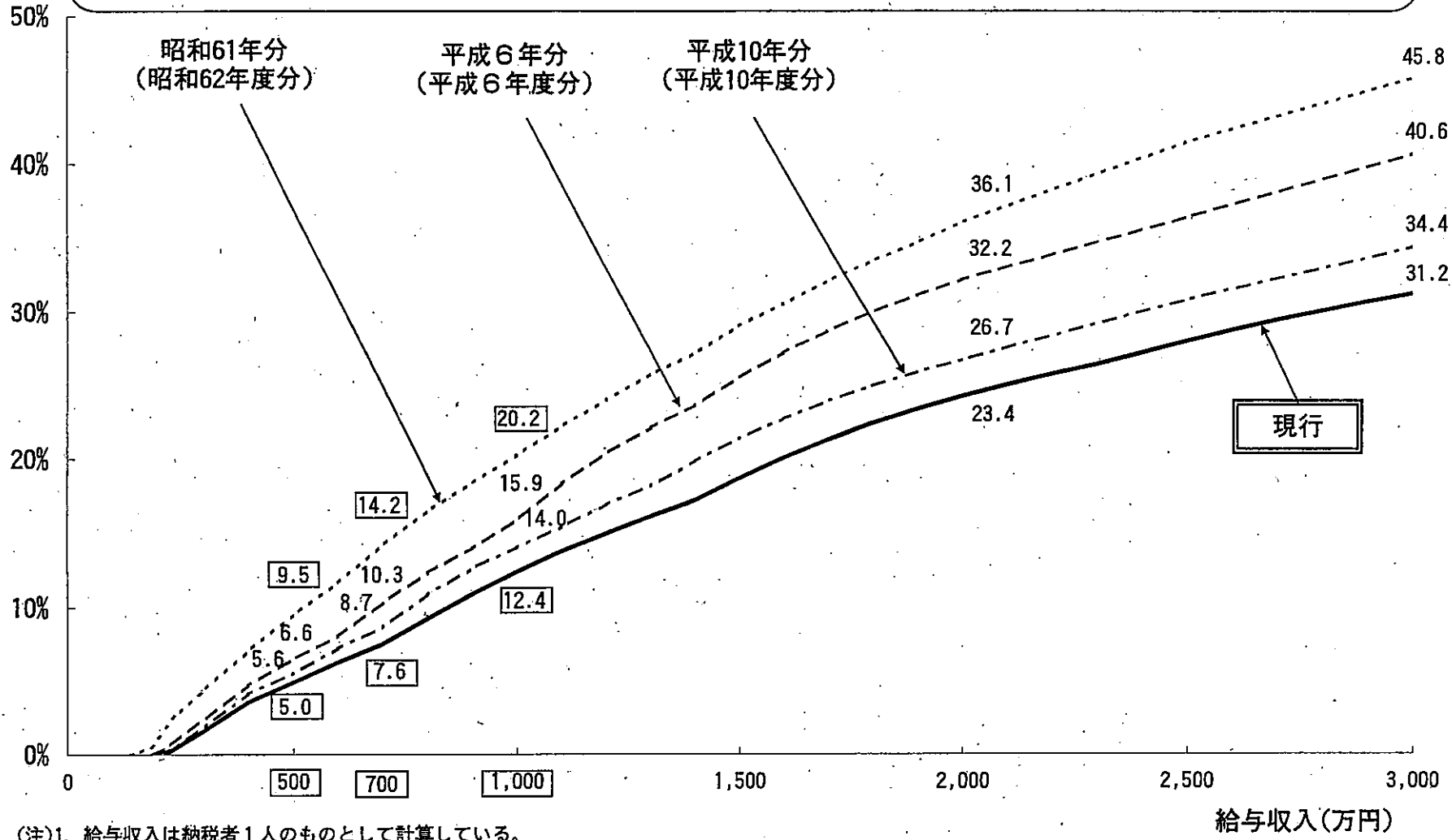


- (注) 1. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(共働き)の給与所得者)

○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)

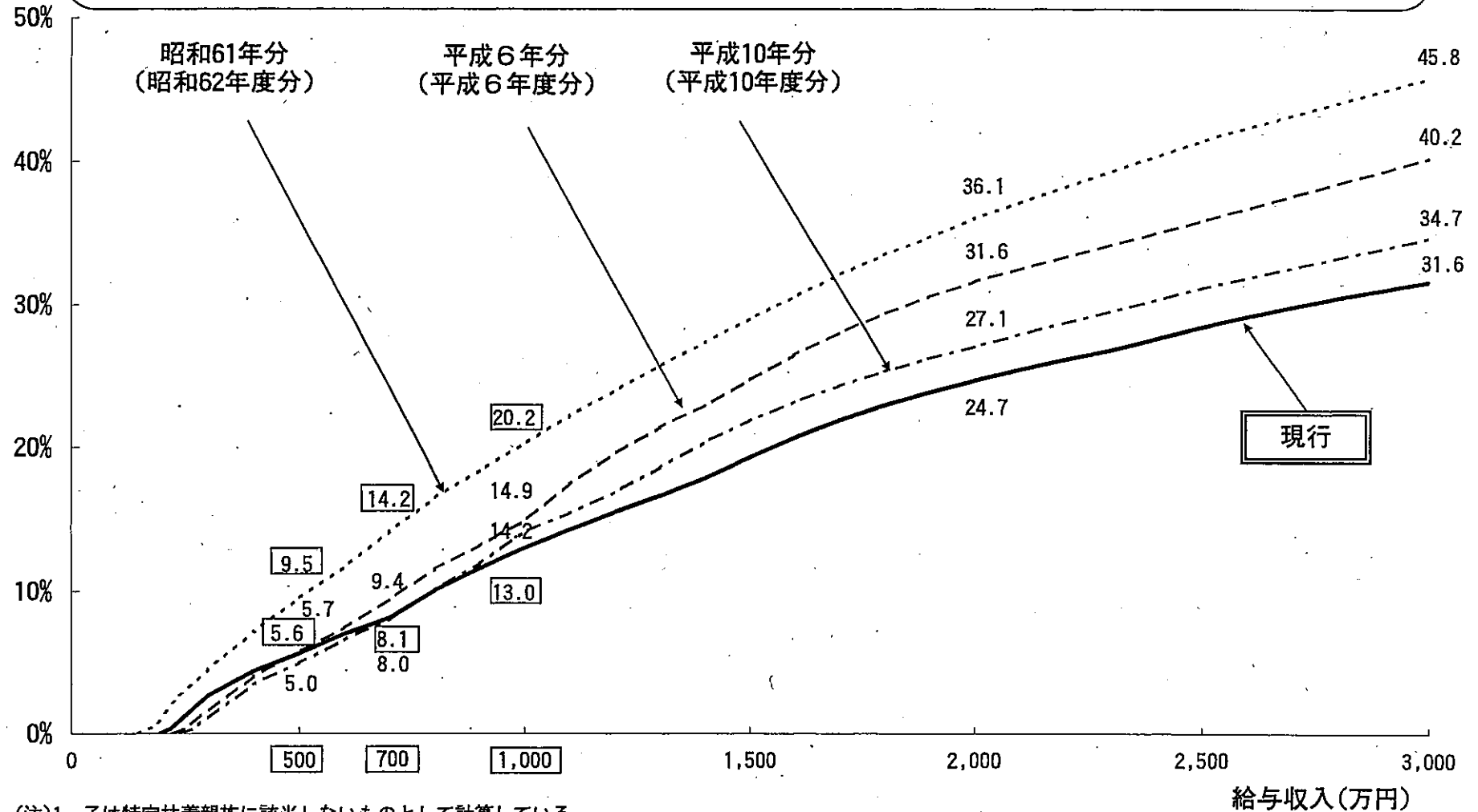
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 9.5% → 5.0%
- ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 14.2% → 7.6%
- ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 20.2% → 12.4%



(注)1. 給与収入は納税者1人のものとして計算している。
 2. 納税者1人が子を2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)とも扶養しているものとして計算している。
 3. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子1人(専業主婦)の給与所得者)

- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 9.5% → 5.6%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 14.2% → 8.1%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 20.2% → 13.0%

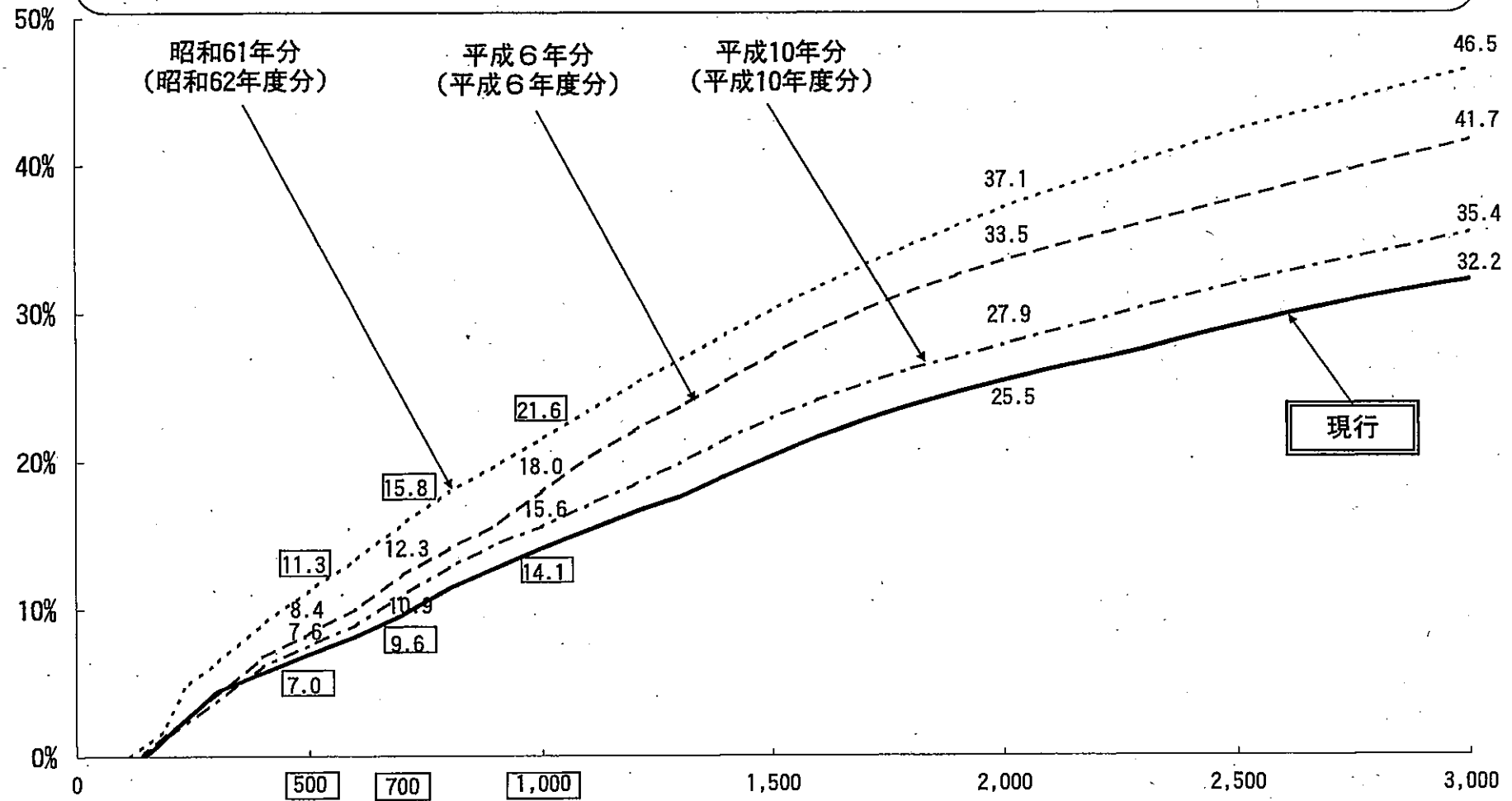


- (注) 1. 子は特定扶養親族に該当しないものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子1人(共働き)の給与所得者)

○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)

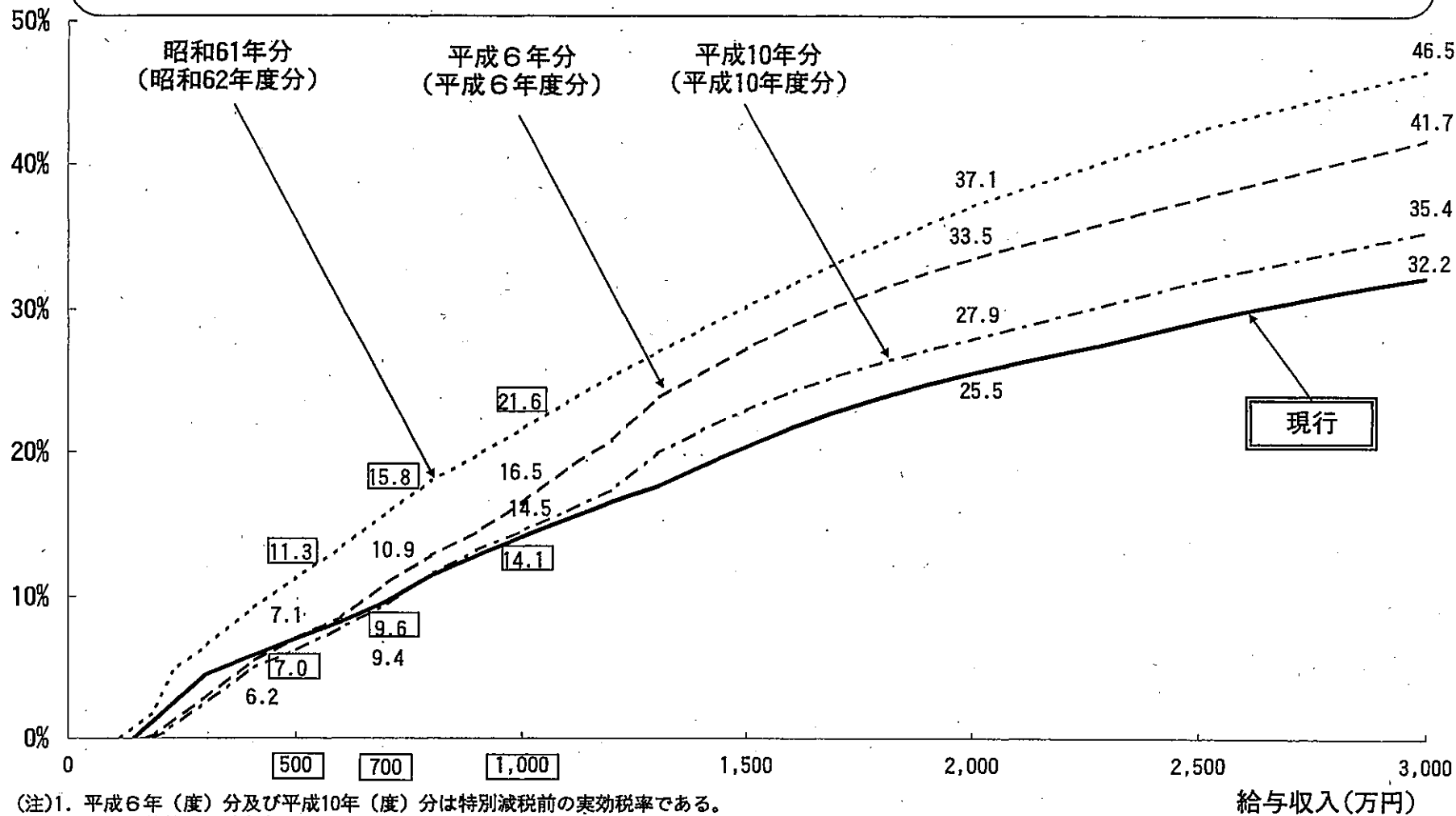
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 11.3% → 7.0%
- ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 15.8% → 9.6%
- ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 21.6% → 14.1%



(注) 1. 給与収入は納税者1人のものとして計算している。
 2. 納税者1人が子(特定扶養親族に該当しない)を扶養しているものとして計算している。
 3. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦のみ(専業主婦)の給与所得者)

- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 11.3% → 7.0%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 15.8% → 9.6%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 21.6% → 14.1%

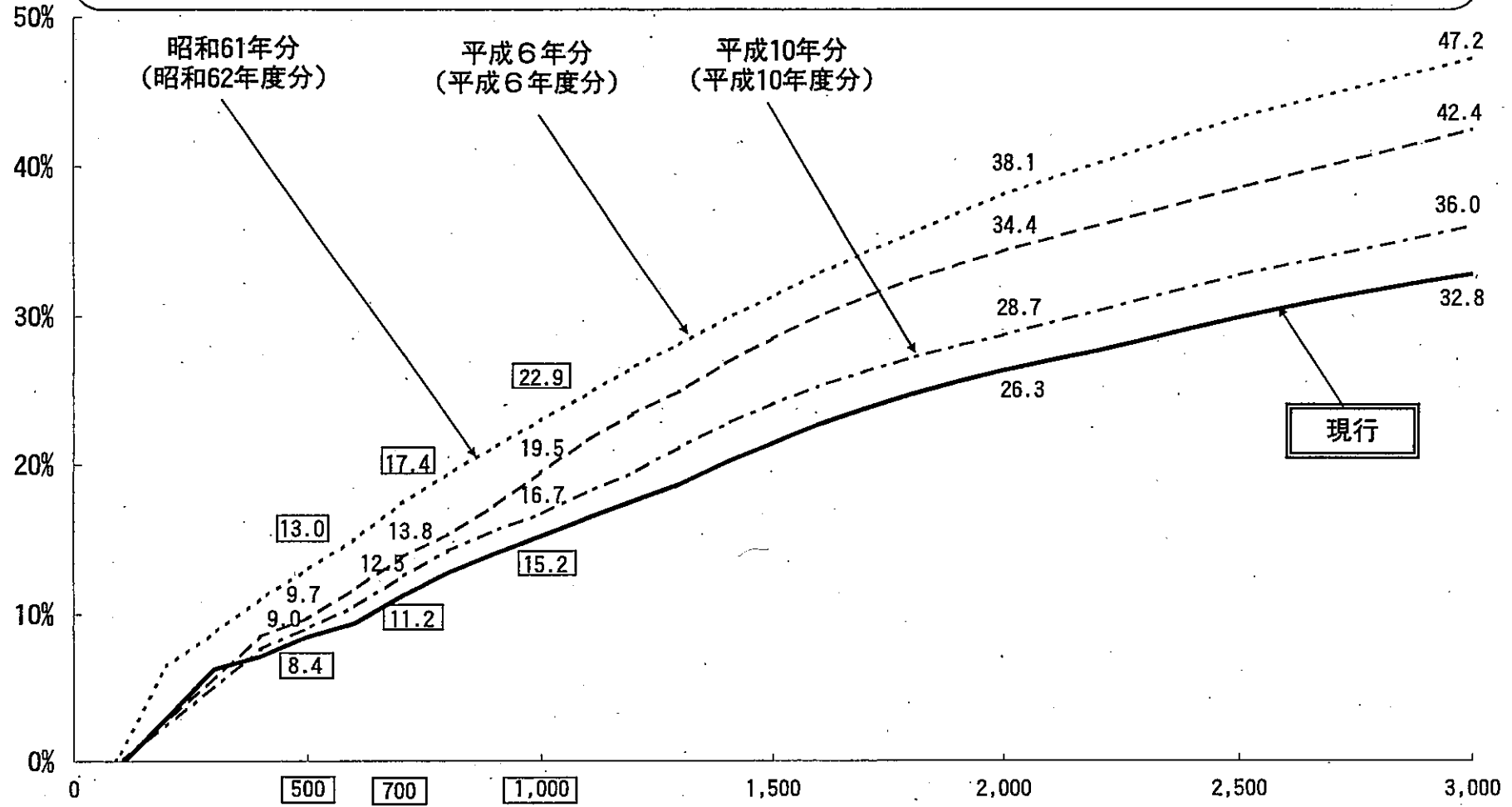


(注)1. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 2. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦のみ(共働き)の給与所得者)

○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)

- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 13.0% → 8.4%
- ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 17.4% → 11.2%
- ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 22.9% → 15.2%

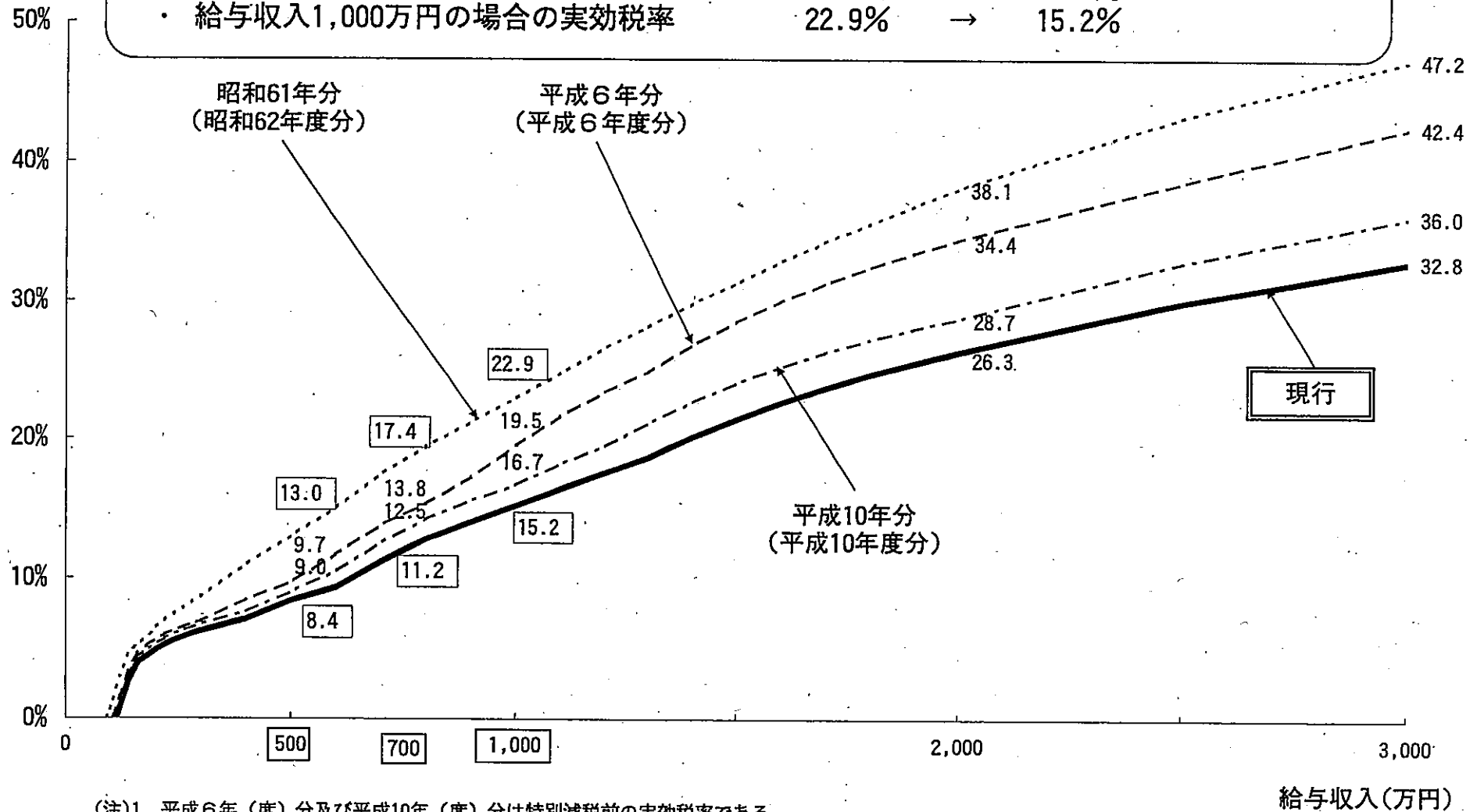


(注)1. 給与収入は納税者1人のものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

給与収入(万円)

個人所得課税（所得税+個人住民税）の実効税率の推移（単身の給与所得者）

- 累次の改正により所得再分配機能は低下。（昭和61年分） （現行）
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 13.0% → 8.4%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 17.4% → 11.2%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 22.9% → 15.2%

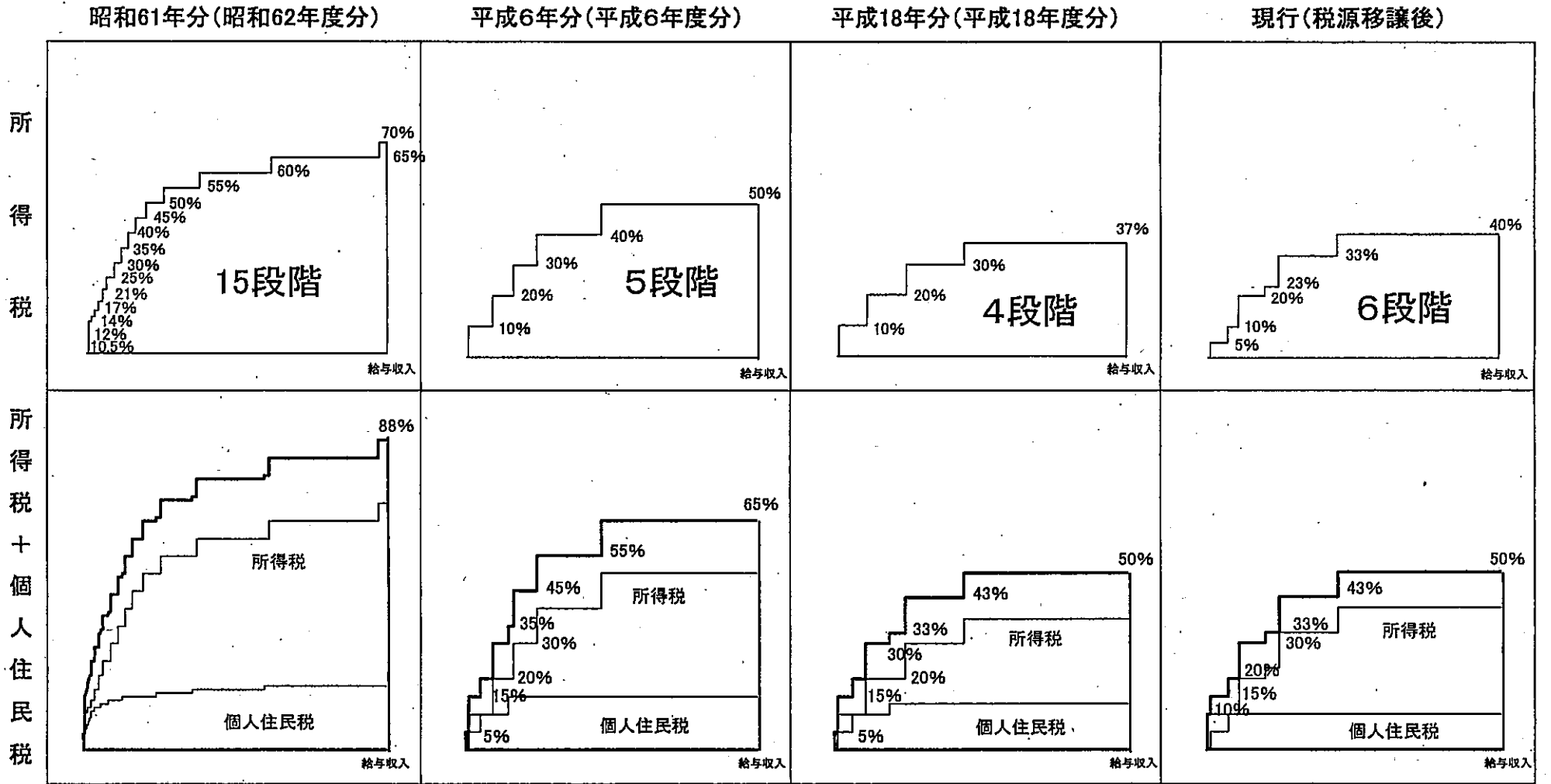


(注)1. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 2. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

給与収入(万円)

所得税の税率の推移(イメージ図)

- 昭和61年当時の所得税は、10.5%～70%の15段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は88%。
- 現在は5%～40%の6段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は50%。

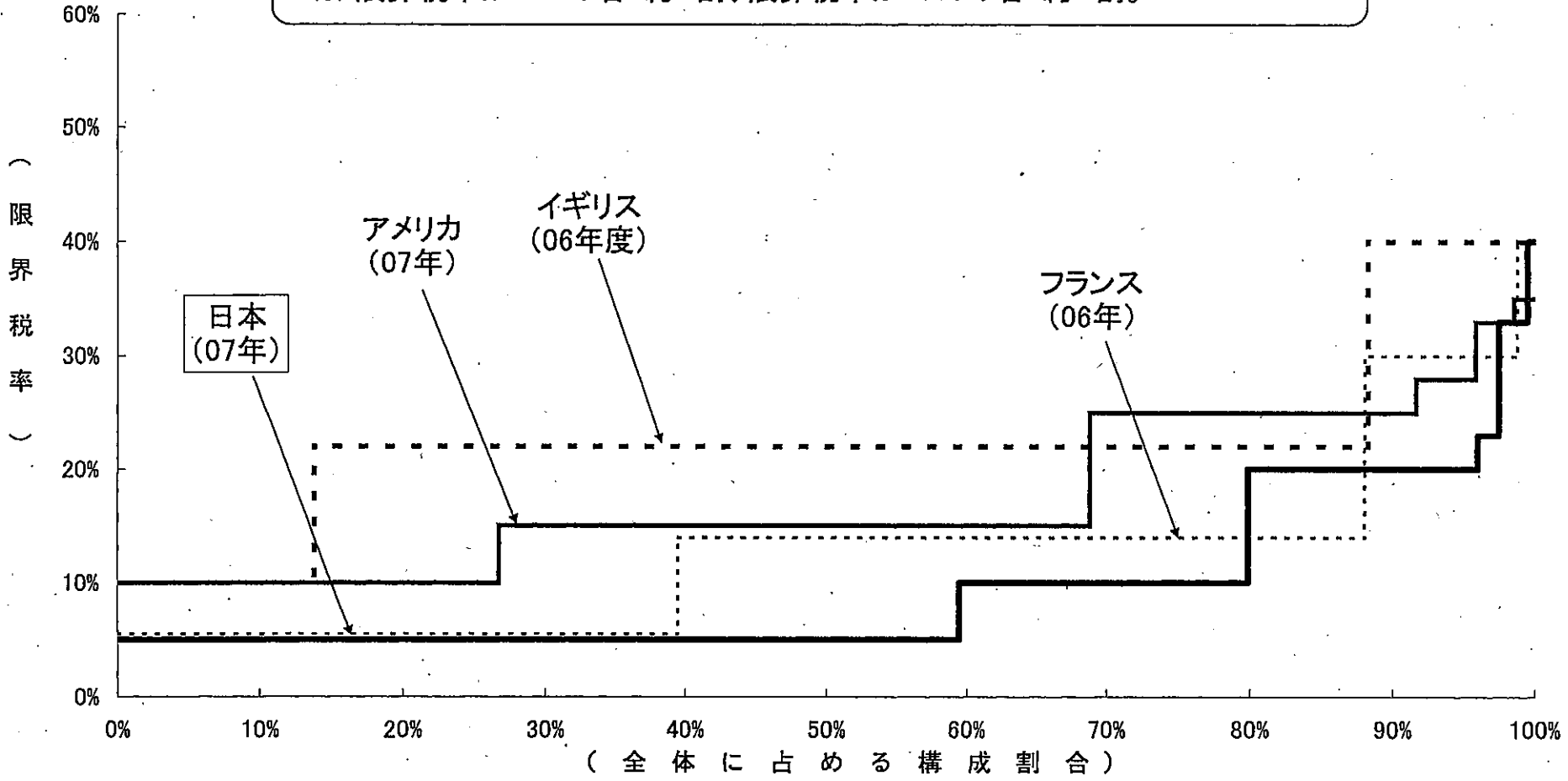


所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

未定稿

(2009年7月現在)

○我が国の納税者の約8割が限界税率10%以下。
 ※ 限界税率が5%の者:約6割、限界税率が10%の者:約2割。



(注) 1. 日本のデータは、平成19年度予算ベースを基に推計したものである。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
 3. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
 4. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

所得税の課税最低限(夫婦子2人(高校生、中学生)の給与所得者の場合)

専業主婦の場合

【所得税(現行)】

給与所得控除 115.5万円	社会 保険料 控除 32.5万円	基礎 控除 38万円	特定扶養 控除 63万円	配偶者 控除 38万円	扶養 控除 38万円	325.0万円

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 99万円	社会 保険料 控除 27.0万円	基礎 控除 33万円	特定扶養 控除 45万円	配偶者 控除 33万円	扶養 控除 33万円	270.0万円

共働きの場合

【所得税(現行)】

給与所得控除 96.4万円	社会 保険料 控除 26.1万円	基礎 控除 38万円	特定扶養 控除 63万円	扶養 控除 38万円	261.6万円

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 82.5万円	社会 保険料 控除 21.5万円	基礎 控除 33万円	特定扶養 控除 45万円	扶養 控除 33万円	215.0万円

所得税の課税最低限(夫婦子1人(小学生)の給与所得者の場合)

専業主婦の場合

【所得税(現行)】

給与所得控除 84万円	社会 保険料 控除 22万円	基礎 控除 38万円	配偶者 控除 38万円	扶養 控除 38万円	220.0万円
----------------	-------------------------	------------------	-------------------	------------------	----------------

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 76.5万円	社会 保険料 控除 19.5万円	基礎 控除 33万円	配偶者 控除 33万円	扶養 控除 33万円	195.0万円
------------------	---------------------------	------------------	-------------------	------------------	----------------

共働きの場合

【所得税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 15.6万円	基礎 控除 38万円	扶養 控除 38万円	156.6万円
----------------	---------------------------	------------------	------------------	----------------

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 14.5万円	基礎 控除 33万円	扶養 控除 33万円	145.5万円
----------------	---------------------------	------------------	------------------	----------------

所得税の課税最低限(夫婦のみの給与所得者の場合)

専業主婦の場合

【所得税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 15.6万円	基礎 控除 38万円	扶養 控除 38万円	156.6万円
----------------	---------------------------	------------------	------------------	----------------

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 14.5万円	基礎 控除 33万円	扶養 控除 33万円	145.5万円
----------------	---------------------------	------------------	------------------	----------------

共働きの場合

【所得税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 11.4万円	基礎 控除 38万円	114.4万円
----------------	---------------------------	------------------	----------------

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 10.8万円	基礎 控除 33万円	108.8万円
----------------	---------------------------	------------------	----------------

所得税の課税最低限(単身の給与所得者の場合)

【所得税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 11.4万円	基礎 控除 38万円
----------------	---------------------------	------------------

114.4万円

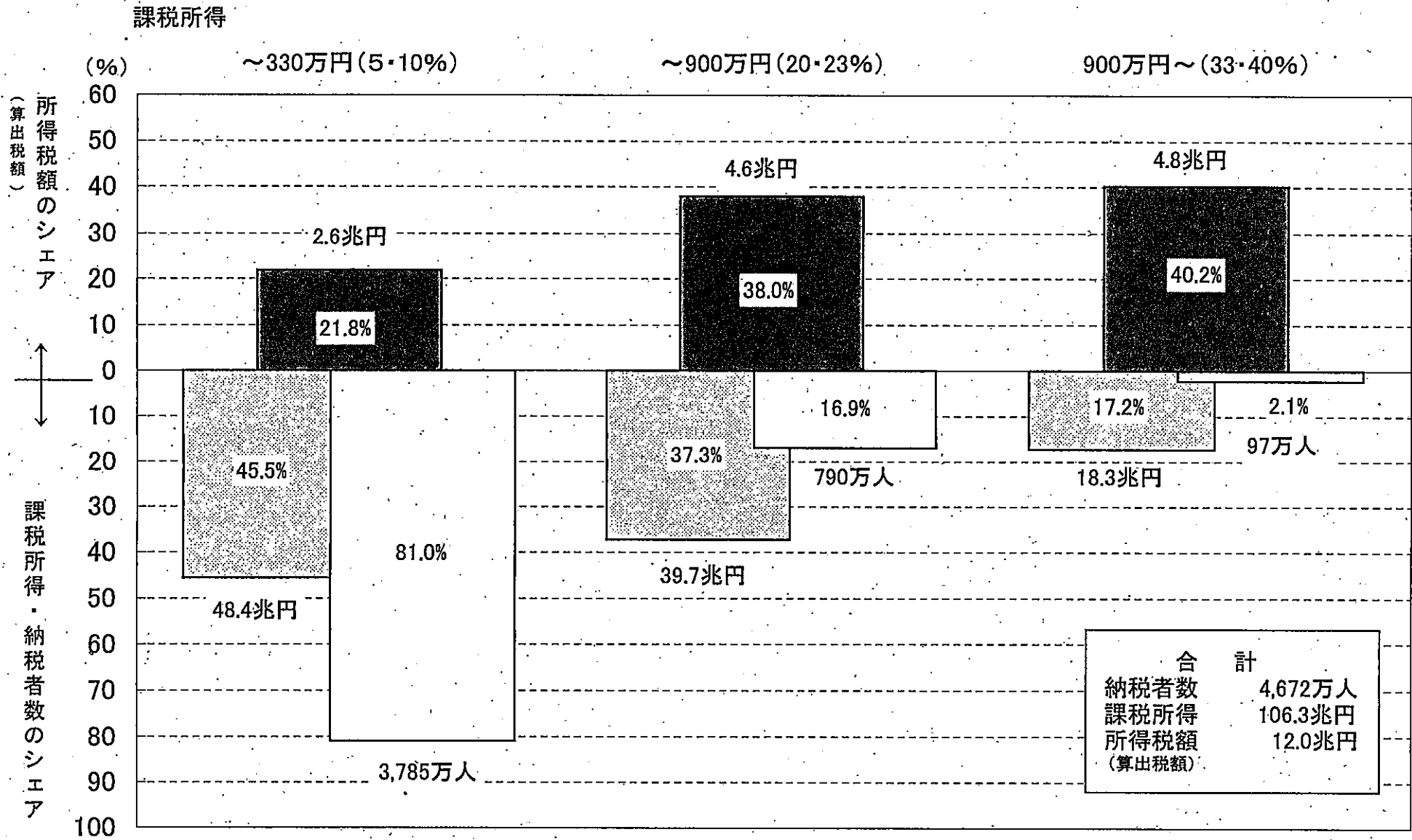
【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 10.8万円	基礎 控除 33万円
----------------	---------------------------	------------------

108.8万円

所得税における課税所得階級別の納税者数等

未定稿



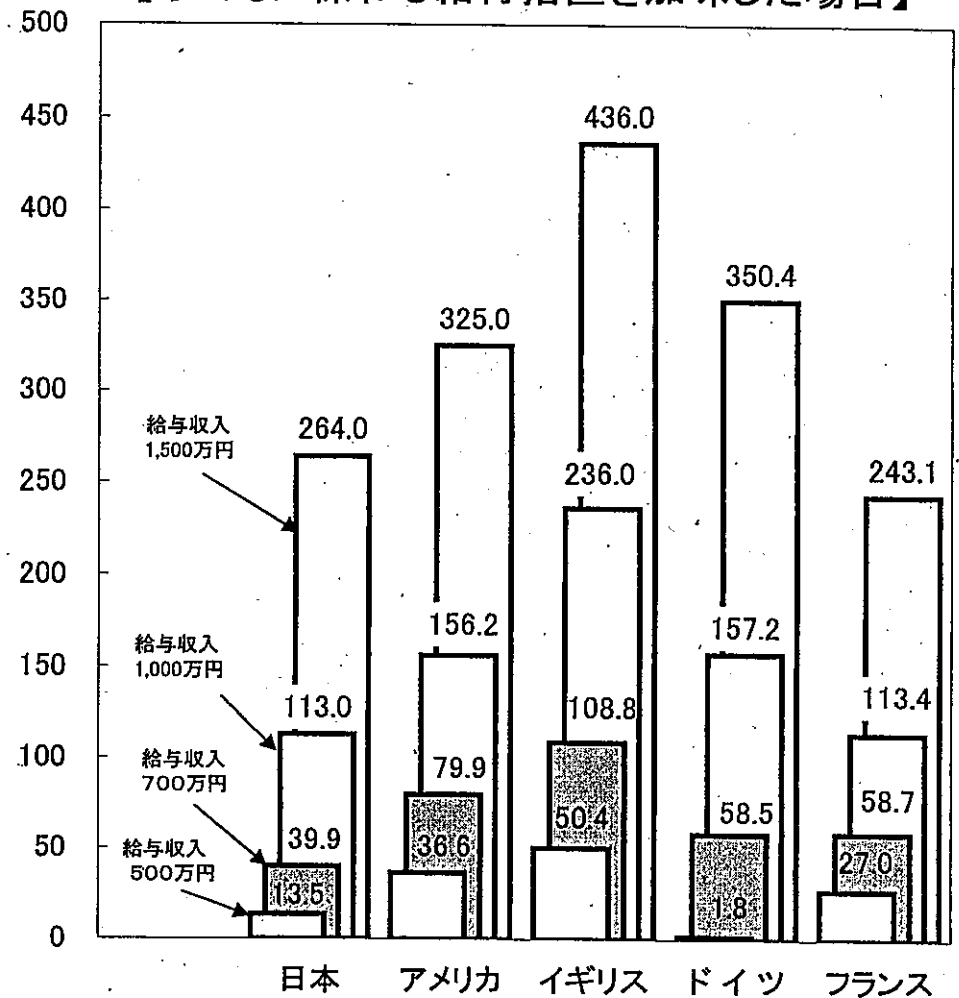
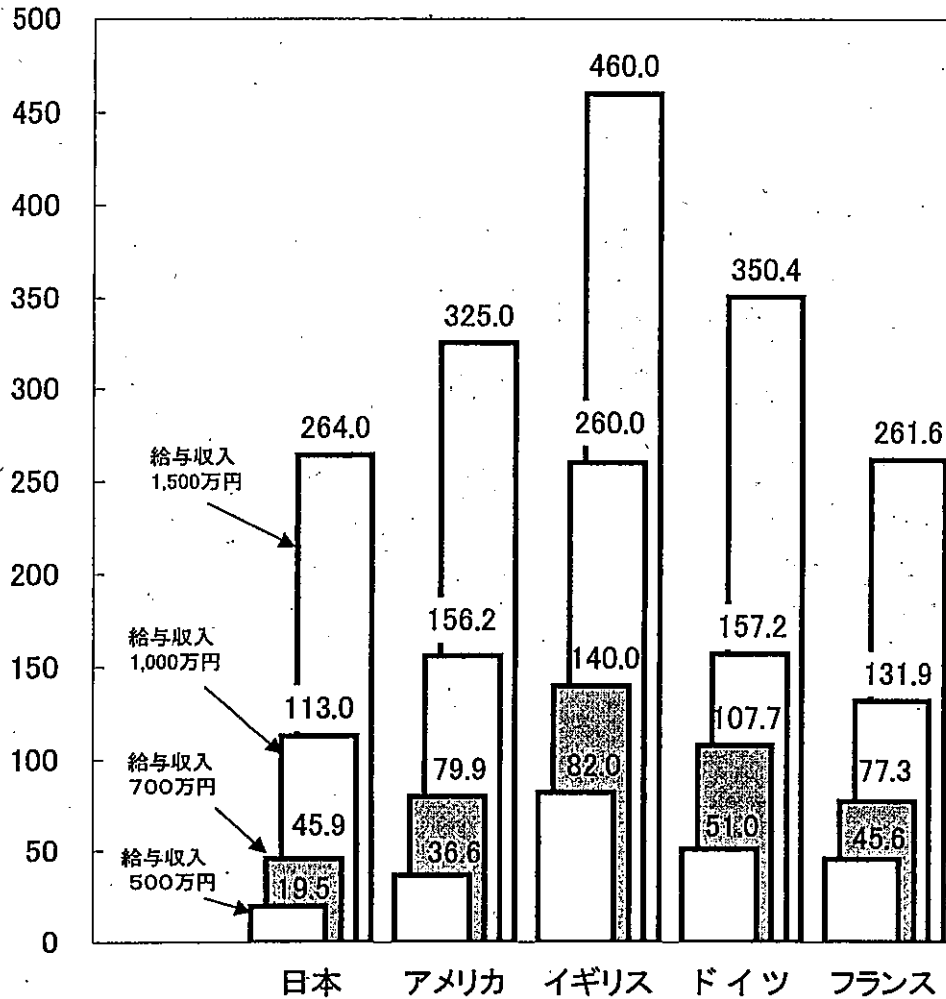
(注) 1. 各計数は、平成21年度予算ベースの推計値である(総合課税に係るものであり、分離課税に係るものは含まれていない。)
 2. 上記の各階級区分(①「～330万円」、②「～900万円」、③「900万円～」)は課税所得ベースのものであるが、これを仮に夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の給与収入ベースで算出した場合、①「～785万円」、②「～1,430万円」、③「1,430万円～」となる。

給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較(夫婦子2人(専業主婦))

(2009年7月現在)

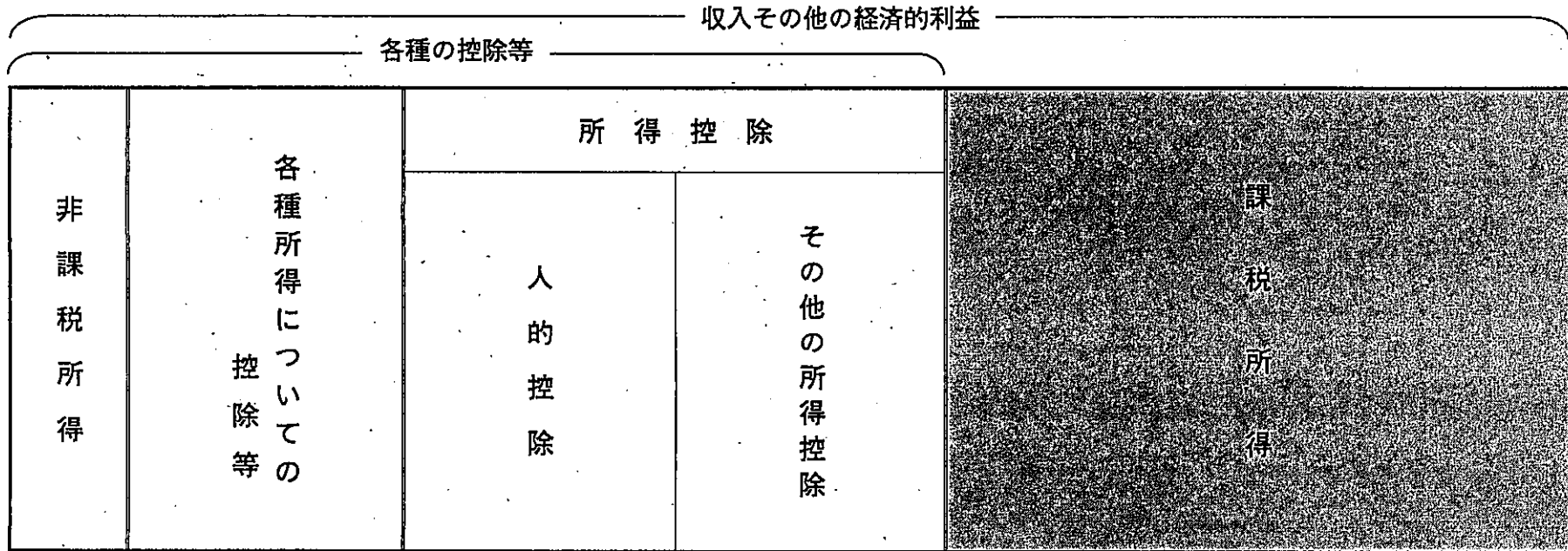
(単位:万円)

【子どもに係わる給付措置を加味した場合】



- (注) 1.個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2.比較のためのモデルケースとして、子のうち一人が就学中の18歳として、もう一人が10歳として計算している。
 3.アメリカ及びドイツには、それぞれ児童税額控除及び児童控除が含まれている。
 4.子どもに係わる給付措置として、日本は児童手当を含めている。イギリスは、全額給付の児童税額控除・就労税額控除(税額控除額の算出にあたっては不可分のものとして計算)及び児童手当を含めている。フランスは家族手当、ドイツは児童手当を含めている。
 5.日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の所得税を採用している。
 6.邦貨換算レート:1ドル=95円、1ポンド=139円、1ユーロ=125円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成20年(2008年)12月から平成21年(2009年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

課税ベース (イメージ図)

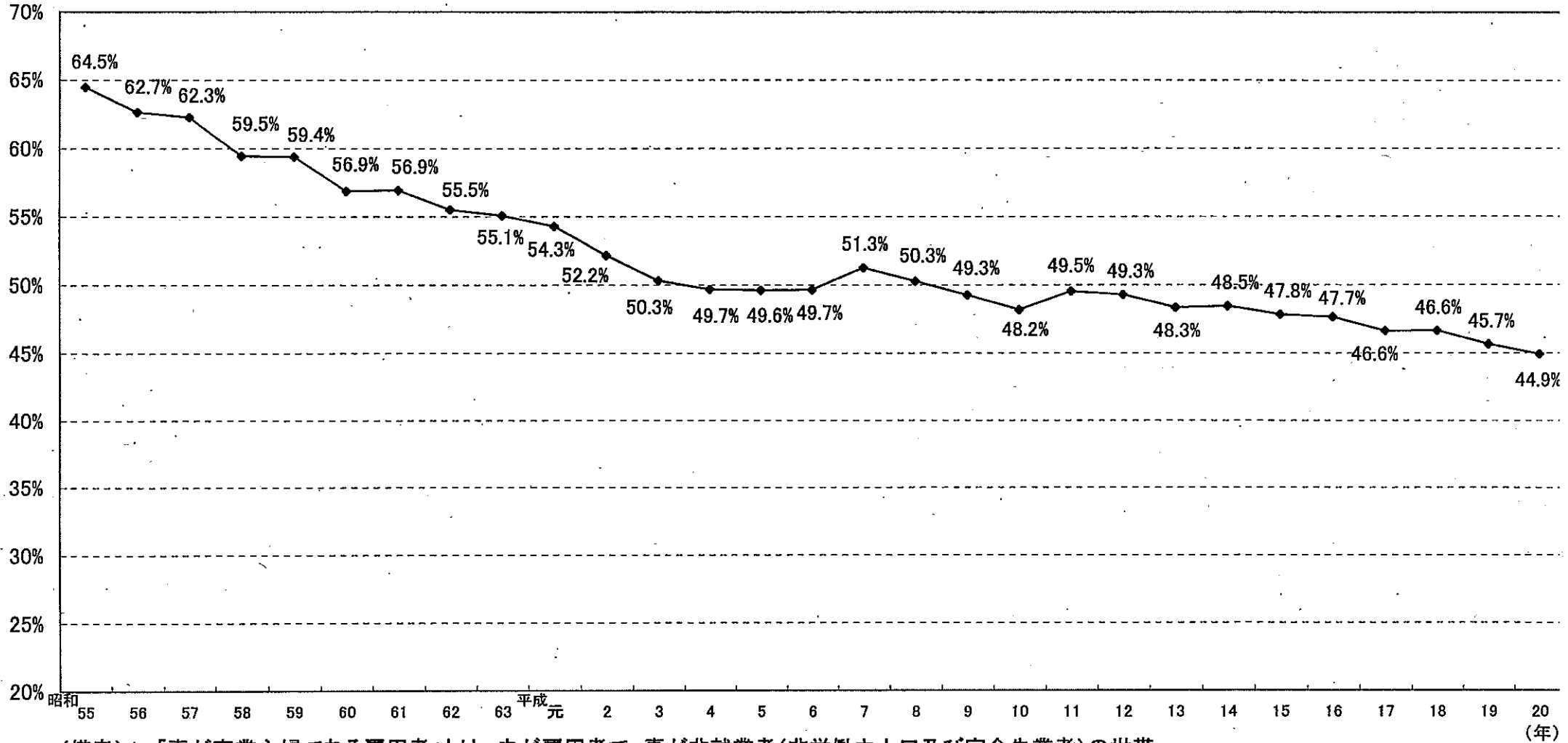


- (例)
 - ・ 給与所得控除
 - ・ 退職所得控除
 - ・ 公的年金等控除
 - ・ 青色事業専従者給与
 - ・ 青色申告特別控除
 - ・ 白色事業専従者控除
 - ・ 譲渡所得の特別控除
- (例)
 - ・ 基礎控除
 - ・ 配偶者控除
 - ・ 扶養控除
 - ・ 障害者・寡婦・寡夫・勤労学生控除
- (例)
 - ・ 雑損控除
 - ・ 医療費控除
 - ・ 社会保険料控除
 - ・ 小規模企業共済等掛金控除
 - ・ 生命保険料・地震保険料控除
 - ・ 寄附金控除
- (例) 児童手当、遺族年金、失業等給付、生活保護給付等

その他の所得控除の概要

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) - 年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額-5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額} \\ \text{200万円)} \end{array}$
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除(最高限度額5万円) ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除(最高限度額5万円)
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除(最高限度額 5万円)
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - 5\text{千円} = \text{寄附金控除額}$

妻が専業主婦(非就業者)である雇用者／妻のいる雇用者



(備考) 1. 「妻が専業主婦である雇用者」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。

2. 就業者から農林業、自営業主及び家族従業者は除いた。

(参考) 昭和34年の割合は69.4%(昭和34年10月「労働力調査臨時調査報告」)。(以降昭和55年まで該当データなし。)

(出所)「労働力調査特別調査」「労働調査」(総務省)により作成。

特定支出控除の概要

- 特定支出控除は、特定支出の額が給与所得控除額を超える場合、その超える部分について、確定申告を通じて給与所得の金額の計算上控除することができる制度（昭和 62 年度改正で創設）。

対象となる特定支出の範囲は、以下のとおり。

項 目	内 容
通勤費	・ 通勤のために通常必要な運賃等の額
転居費	・ 転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費等の額
研修費	・ 職務に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修費
資格取得費	・ 職務に直接必要な資格を取得するための費用（弁護士、税理士等の資格取得費を除く。）
帰宅旅費	・ 転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月 4 回を限度）。

- 特定支出控除を適用した確定申告書の提出状況（翌年 3 月末現在）

年分	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
申告者数	16	5	9	8	7	4	7	1	3	1	3	3	7	4	5	10	9	13	9	7	6

諸外国の税制を活用した給付措置について

諸外国においては、税制を活用した給付措置（いわゆる「給付付き税額控除制度」）がすでに実施されているところであり、その目的や仕組みは以下のとおり。

目的

- 子育て支援（アメリカ・イギリス・ドイツ・カナダ）
- 就労促進（アメリカ・イギリス・フランス・カナダ・オランダ・スウェーデン）
- 消費税の逆進性対策（カナダ）

仕組み

- 給付額について、まずは税額から控除し、税額から控除しきれない額を実際に給付するという仕組み（アメリカ・フランス・カナダ（就労促進））
- 低所得者に対しては給付を行い、中高所得者に対しては税負担軽減を行うという、給付又は税負担軽減のいずれか一方が適用される仕組み（ドイツ）
- 基本的には全額給付であるが、所得が一定額を超えると減額されることになる仕組み（イギリス・カナダ（子育て支援・消費税の逆進性対策））
- 税額及び社会保険料から控除し、原則、残額について給付を行わない仕組み（オランダ・スウェーデン）